

第1回 武蔵野市保育料審議会 議事要録

1. 日程及び場所 平成24年7月31日(火)午後7時～9時
武蔵野プレイス3階スペースC会議室
2. 出席者 委員9名、副市長、子ども家庭部長、保育課長、事務局5名
委員 菊池会長、松本副会長、伊藤(寿)委員、小美濃委員、平川委員、井原委員、
伊藤(優)委員、松田委員、早川委員
欠席者 加藤委員、天野委員
市・事務局 青木子ども家庭部長、平之内保育課長、
川西、大淵、矢野、益守、山内

3. 次第

開会 会田副市長(市長代理)より挨拶

今保育料審議会では、保育事業に対する負担金の徴収の水準の問題、他市区・都との均衡の問題、一定の水準が算出できた場合に所得の階層に応じた比例の傾斜の累進的な設定はどうかなど、様々な観点から新たな保育料の水準及びあり方を審議いただきたい。

前回は平成8年に審議会を行い保育料の改定を行った。数十年前から保育料は条例化すべきという議論があった。当時は機関委任事務ということがあり、条例ではなく規則で保育料を決定するという形をとってきた。ただ、地域主権という今日にあって、今後は保育料も自治体が決定する条例化ということも視野に入れて、議会とも熟議を重ねていく。議会との調整は市長にお任せいただき、保育料審議会委員におかれては、所得の水準や各市との比較をした上でのあるべき水準と負担の仕方ということを審議いただきたい。

委嘱状交付

委員自己紹介

事務局紹介

4. 議事

(1) 会長、副会長の選出

互選により、会長は菊池委員、副会長は松本委員に決定

(2) 諮問

市長代理 会田副市長より

(3) 審議会の運営について

配布資料確認 (資料1～14、武蔵野市保育料審議会傍聴要領(案))

【事務局説明】資料5、資料6に基づいて説明

1 会議の公開、2 会議録の取り扱い、3 会議の開催時間、4 会議の日程及び開催場所について

事務局より提案 (以下、 委員発言、 事務局発言)

1) 会議の公開

会議の公開について、各委員からも異論はないため原則公開とする。

傍聴については、傍聴要領案を受けて実施とする。今後の会場設定は傍聴者 30 人が収容できる会場での開催とされたい。

会場の候補として委員、事務局、傍聴者を十分収容できる市役所の会議室はどうか。

第 2 回からは傍聴者が 30 人となるなら、市役所を会場とすることも考え得る。

また市民に向けて傍聴ができるという案内は第 2 回までに周知が可能なのか？

市民への周知としては、市報での案内は期間がすでにぎりぎりとなってしまうので、市のホームページでの案内を考えている。第 3 回以降は市報での周知も可能である。

会議の会場として市役所の会議室は、広さは適当だが、委員にとっては利便性を考えると JR 3 駅近くが望ましい。武蔵境であればスイング、吉祥寺であれば公会堂または商工会館など可能な限り 3 駅近くの会場を用意する。

配慮いただけるのであれば、3 駅近くがのぞましい。3 駅から近い会場で、傍聴者が受け入れられる広さがあるという条件で、会場探しは事務局に一任としたい。

公開について、原則公開で同意されたが審議の進行上、保育所のかなり細かい財務内容や保護者の所得についての論議も想定され、委員の議決によって部分的に非公開ということもあるということをご了解いただきたい。

審議を深めていく中で、個人情報との兼ね合いから一部非公開という状況もあり得るという形ですすめて行くことは理解できる。事務局でも公開、非公開の兼ね合いを見極めてほしい。

2) 議事録の取り扱い

資料 5 にあるように発言者が委員あるいは事務局なのかが判別できるような公開はするが、個人名を特定するような公開はしない。委員が で事務局が するという程度の会議要録で十分であると考える。

ホームページでの公開も確認していただきたい。

議事録の審議会内での承認の手続としてはどういうものか。次回の会議で初めて議事録を目にするのか、事前の送付や、事前の修正はできるのか？会議の場で最終確認となるのか？

議事要録案という形で事前に送付して確認や校正をお願いし、次回審議会で意見としていただいた上で確定という形をとりたい。が、回が進む中で、時間的な余裕がないときは会議の中で、校正を含めて確認、確定ということになっていくこともあることを了承願いたい。

事務局の説明通り、要録ができた時点で各委員にメール等で送付し、確認・修正をしていただき、それをまとめて公表することとする。

3) 会議時間について

今回は午後 7:00 開始であったが、今後は午後 6:30 開始として 2 時間以内に終了とする。ただし、会の進み方次第では、延長することもあり得ることを確認。

駅から近い会場であれば午後 6:30、市役所なら午後 7:00 というのも開催時間の融通も可能である。

遅れる場合は事前に事務局に連絡をした上で、途中からの参加でも構わない。

4) 会議の日程

第2回以降の開催日は日程表の案でいかがか？また全8回の予定だが、事務局から説明を願う。

資料6に審議予定があるが、最終的に条例改正を見据えての審議会開催ということになるので、12月議会上程に向けて、答申は11月中旬までにまとめていただきたい。そのためには審議会もタイトなスケジュールでの開催になってしまう予定である。答申案は前回審議会にならない2回ぐらいは審議を行う。そのため、第3回までには、保育園への全般的な意見交換、その後に保育料をどうするのかという論議に入りたい。その間、「市民の意見を聞く会」も開催し、意見をまとめていただくというスケジュールでいかがか？

資料6の「意見を聞く会」と第5回が同日程となっているが、「意見を聞く会」が日中で、第5回審議会は同日の夜間に開催するのか？

もう一点、「意見を聞く会」の会場が市役所他となっているが、長期計画での「意見を聞く会」では市内3か所で開催しているが、同様に開催しないのか？

16年前の審議会等を参考に資料6を作成しており、当時、「意見を聞く会」を公会堂で開催し、同日に審議会の第5回を開催し、市民の意見の方向性を確認したという形にならう予定である。

基本的には「意見を聞く会」の開催は1回のみでの予定である。前回は一般市民から5名と保育園保護者から5名の参加で意見交換、質疑応答で1時間30分ほど実施した。同様に開催した場合、その後の審議会は、午後6:30から、1時間30分から3時間以内としたい。

「意見を聞く会」を午後6時や6時半に開催した場合、保育園の保護者は参加できるのか。意見を文書でも提出できるという方法はとる予定はあるか？会に参加したいができない市民や保護者への一定の配慮が必要ではないか。

「意見を聞く会」を10月10日に設定した場合、市報周知は9月15日号になるので、第2回審議会で「意見を聞く会」の持ち方について改めて論議していただいても間に合う。

審議会(第5回)との同日開催が難しければ、聞く会みの開催となっても構わない。

委員の皆さんの都合によっては、休日の午前中に「意見を聞く会」、午後に審議会という日程を組むことも可能だが、10月は保育園の運動会シーズンであるので、難しいのでは。時期的に各方面に配慮しての日程調整はしにくいことをあらかじめご理解願う。

日程についての意見ではないが、傍聴者を含め「聞く会」に参加される市民のための託児は実施するのか？参加してくる層は当然子育て世帯が多いと思われる。

託児も含めて会の持ち方について、次回提案としたい。

夜間の審議会はご理解いただくとして「聞く会」は参加される市民への配慮はなにがしか考えたい。

文書による意見受付についても、今後の審議の進み方で、募るかもしれないが、大量に寄せられたら、どう処理するのか、答申にどう反映させるのか、難しさもある。

パブリックコメントはとらないのか？

パブリックコメントは市の方針案を提示した上で募るものとなっている。今回は、あらかじめ

め市が保育料についてこうしたいという方針を示すのではなく、審議会で保育料の負担はどうかあるべきかを審議していただくので、パブリックコメントは難しいと考える。

16年前も「意見を聞く会」はとりあえず意見を聞くことがねらいであって、パブリックコメントを募るという手法は少し意図が違うだろう。

「意見を聞く会」の開催日程と第5回審議会の日程はどちらも変更があり得るということで、今後検討課題とする。

審議会のほかに作業部会など設置するのか。

設置予定はないが、事務的に正副会長を含めて答申のベースを作成する。

前回の審議会をベースに資料も用意するが、今後委員から追加資料の請求があれば対応する。

(4) 配布資料について

【事務局より】

資料14) 前回保育料審議会答申

今回の最終答申のひな型として16年前の審議会答申を添付しているので、参照していただきたい。

資料7) 保育の概要

P12. 保育料徴収金の基準額表、階層別児童数の一覧について

平成13年から3つの山が顕著になって来ている。階層としては直近22年度がB、D5、D16をピークとしたカーブを描いている。その10年ほど前にも、ピークになった階層はあったが、最近の方が顕著となっているということ、保育料を考える上で参考にしていきたい。

P23. 保育の沿革 昭和22年から平成23年にかけての国の動き、武蔵野市の動き、認証保育所やグループ保育室の開設などにも触れている。武蔵野市がどんな保育にかかわる施策を打ってきたのかを年表化している。

資料8) 保育園のしおり平成24年8月作成版

平成25年4月入園用の入所手続や保育施設紹介、入所選考基準指数表、保育料基準表等

資料9) 境こども園園児募集要項

施設概要、短時間保育児・長時間保育児の入園手続について

資料10) 武蔵野市行財政アクションプラン

平成21年策定 保育料のあり方についての検討(P12)についての記載紹介

資料11) 保育園の運営費の推移・負担割合

平成8年当時は保育園が13園で現在は15園と変化あり。

実質支出額というのが、運営にかかわる経費。1園平均2億円となっている。

財源内訳は国・都、保育料、市の支出

負担割合の推移

平成8年 8.9% 平成9年 10.8% 保育料改定後のため割合に変化あり

保育料 d/e は、国徴収基準額 e に対して武蔵野市の保育料の割合変化

平成8年 47.7% 平成9年 55.7% 平成22年 47.6%

現在は基準となる50%を割り込んでいる状況

資料12) 武蔵野市の保育料の仕組み(平成23年度)

0歳児の国基準保育単価をベースにしたとき、A階層からD20階層までの保護者負担分
国基準徴収金、国負担分、都負担分、市負担分割合を示している。

資料13) 保育所徴収金基準額表及びグラフ

保育所徴収金基準額表の見方について

国階層で8階層だが、市階層は25階層(A~D20)となっている。

また、グラフにあるように国の徴収基準額と市の徴収基準は3歳未満・以上児ともにかい離している状態である。

【資料説明に補足して】

保育料審議会の設置の背景について

- ・資料11について、国徴収基準額に対する保育料割合d/eは平成9年に55.7%となったが年々下がり平成22年度には47.6%となったことと、運営費に対する保育料割合が23年度決算では10%程度となる見通しとなっており、審議会を立ち上げるに至った。

保育料割合の10%とは介護保険の本人負担割合を目安としている

- ・資料12の国基準徴収金については、市として徴収していない部分なので、市の独自財源からの持ち出しとなっている。且つ、公立保育園では、国・都負担分についても市税が充てられている。民設民営園には国・都から補助金を受けている。こうした二重構造の中で、保育料の負担割合の見直しが必要となった。

16年前との保育をめぐる環境の変化について

- ・16年前の保育所の入所は措置制度という仕組みで、現在とは待機児の定義も異なっていた。一定数の保育保留児は存在したが、現在のように社会問題化はしていなかった。新定義による武蔵野の待機児は平成24年4月時点では120名という状況にある。
- ・認証保育所という制度ができたこと。認証保育所の入所児は選択して入所している場合と認可保育所を希望しつつ、入所している場合があるが、認証に入所している児童は待機児としてカウントはされない。こうした施設の利用状況をも、保育サービスへの需要は高まっている。
- ・子ども手当から改められた児童手当は3年前までは所得制限があり、給付を受けられるのは子育て世帯の半分弱だった。現在は所得制限が960万とされたが15歳までの全子育て世帯に10,000~15,000円支給されるようになり、子育てに対する社会的費用負担が変わってきた。

保育サービスの意味合いの変化

- ・昭和22年に児童福祉法、昭和26年に武蔵野赤十字保育園開園と武蔵野の保育は生活のために就労する世帯への福祉的観点で展開されてきた。近年は、生活支援や福祉的な支援という以外に、男女雇用機会均等法、育児休業法などの整備によって、両親とものキャリアの継続を保障する就労支援的な側面も担っている。また、保育概要P12(資料7)のグラフに表れているようにD6階層付近の若年層の共働き世帯という層も一定数存在している。
- ・保育サービスの果たすべき機能は所得階層だけでは括れないが、様々な側面があり、それに対して保育料はどのあたりが適正なのか。社会的子育て負担のありようなども視野に入れて論議いただきたい。
- ・市民全体の負担となる公的負担部分はどのくらいにすべきか。
- ・認証保育所、認可外施設、グループ保育などとの負担の差なども実態をどう見るのかもポイント

トになる。

事務局説明についての補足説明は、保育をめぐる状況を端的に説明されていたので、文章化していただき、委員に配布いただきたい。

追加資料として次回までに用意する。

本日配布ではないが、26市の状況について準備する。論議のベースにしていきたい。

前回答申は各委員におかれてぜひ目を通して来ていただきたい。

【委員より質問・意見】

認証保育所、グループ保育室など、認可園以外の施設の利用者が助成金を利用または利用しない場合の保育料負担はどのくらいなのか。また、市内の幼稚園の預かり保育を利用しながら就労している保護者の保育料負担や、保育ママを利用した場合など、同じように働いていても預け先によって保育料負担がどのくらい差があるのかについて資料をまとめていただきたい。

市として保育ママやグループ保育室事業を展開しているので、利用者負担については次回には示したい。

幼稚園の預かり保育の保育料は1時間当たり200円から400円ベースで、半日で1000円あたり。夏期休業中は1日2,000円程度となっている。利用人数は1日5~30人と園の定員規模による違いがある。毎日利用するというより、就労の場合でも週3日程度のパートタイム就労者や専門職などの利用という状況。

待機児が幼稚園に流れている状況にはないのか？

預かり保育の拡充はフルタイム就労ではなく短時間就労を視野に入れて、市としては私立幼稚園に平成19年から補助金を出しているところである。全面的に待機児対策としての取り組みということではない。

保育園で実施している一時保育の利用状況も稼働率が高い。こちらは就労要件で利用する人が一定程度いる。

グループ保育室でも、定期利用と、一時（単発）利用が選べるので、時間単価利用料を計算して利用したいという問い合わせもある。時間利用料の設定が低めなので、就労要件でも週2,3回の利用を希望する人もいる。一時保育でも施設によって金額設定が様々なので保護者はシビアに比較等しているのを感じる。

前回答時より、国の負担割合が減り、市の負担が増えているなど、難しい時代になっている。課題はいろいろだろう。

今日の審議会の話のを要約すると、保育園運営経費が膨らんでしまい市の財政を圧迫している現実をどうするのかについて論議すべき時期に来ているのだと思われる。

保育園の役割が以前のように共働きでないと経済的に厳しい層への福祉的なものから、キャリアデザイン実現型という高所得層も利用するという実態。また、保育園を利用している市民とそうではない市民がいること、インフラの再整備にかかる税負担、高齢化、民生費が増え続けていくなかでの保育料負担を非利用者にも納得しうるあり方を考えていかなければならない状況にあることが明らかになった。

世代間バランスなどいくつかのファクターがある。

保育概要にあるグラフの見方として、D16 階層をピークとした波は女性の社会進出を促していけば、高くなる。子どもがいても社会進出する女性の子どもを保育という形で預かるという役割は増していくだろう。グラフ中の真ん中のピークは以前であれば専業主婦だった層が共働きしないと家計が苦しいと就労するケースが増えていると思われ、グラフに所得格差というべきものが見て取れる。

審議会に与えられた課題としては、前回より複雑なものとなっている。

国際的には世界第 2 位 3 位を争う経済大国の我が国だが、働く環境をみても、育児の環境を見ても経済大国とは言いがたい。北欧やドイツ、フランスなどに比しても子育て環境は依然厳しい。所得格差も広がり、高齢化も進んでいる状況にあって、女性の労働力は期待されている。保育料という切り口でいろいろなことを考えていかなければならないが、事務局にわからないこと等あれば尋ねながら進めていきたい。

以 上 (20:40 終了)